

○ 東京都調布飛行場周辺住宅等騒音防止工事に関する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都調布飛行場(以下「調布飛行場」という。)周辺地域における航空機騒音による障害を防止し、又は軽減し、もって住民の静穏な生活の確保及び福祉の向上に寄与するため、東京都(以下「都」という。)が交付する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。)及び教育施設等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及びこれらに類する施設をいう。)の防音工事の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 都は、調布飛行場に離着陸する航空機の騒音による障害が、原則として70WECPNL以上となる区域(別紙図面のとおり)内に住宅は平成17年7月1日、教育施設等は平成20年8月1日において、現に所在し、かつ人の居住する住宅の所有権、賃借権等を有する者又は教育施設等の所有者、事業者(以下「所有者等」という。)が、当該住宅又は教育施設等について必要な工事(以下「防音工事」という。)を行う場合には、これらの者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(防音工事)

第3条 防音工事は、住宅又は教育施設等の全部又は一部の室における航空機騒音の軽減及び当該室内の有効な空気調和の確保を目的とする工事とする。

2 防音工事における工事対象室数、工事内容及び工法の種別は実施細目に定める。

(防音工事の設計・施工)

第4条 防音工事は、別途定める仕様書等により、設計・施工されなければならない。

(補助金の交付の対象とする経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事費 本工事費(直接工事費、共通仮設費及び諸経費をいう。)及び工事雑費

(2) 設計監理費 設計図書の作成のための経費、工事監理を行うための経費及び所有者等が補助金の交付を受けるために必要な経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 住宅の工事費 住宅の構造、工事対象室数及び工事の内容に応じ実施細目に定める額を超えない額

(2) 住宅の設計監理費 住宅の構造、工事対象室数及び工事の内容に応じ実施細目に定める額を超えない額

(3) 教育施設等の工事費及び設計監理費 実施細目に定める額を超えない額

(防音工事の申込み)

第7条 所有者等のうち防音工事を行おうとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ防音工事申込書(別記第1号様式又は別記第1号様式の2)を知事に提出するものとする。

(申込書の審査)

第 8 条 知事は、前条の規定による防音工事の申込みを受けたときは、申込書及び関係書類の審査並びに必要により現地調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による判断結果を、審査結果報告書（別記第 2 号様式又は別記第 2 号様式の 2）により申込者に対して通知する。

（補助金交付申請書及び添付書類）

第 9 条 前条の規定により別記第 2 号様式による通知を受けた申込者は、別に知事が定める日までに、補助金交付申請書（別記第 3 号様式）を知事に提出して補助金の交付申請を行うものとする。

2 前項の補助金交付申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 住民票（教育施設等の場合にあっては業をなしていることが確認できる書類等）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金交付決定通知）

第 10 条 知事は補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第 4 号様式）により申込者に通知するものとする。

（申請の撤回）

第 11 条 補助金交付申請書を提出した申込者（以下「申請者」という。）は前条の規定による通知を受けた場合において、通知文の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日から起算して 30 日以内に当該申請を撤回することができる。

（承認事項）

第 12 条 申請者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 防音工事に要する費用の配分を変更しようとするとき。
- (2) 防音工事の内容を変更しようとするとき。
- (3) 防音工事を中止しようとするとき。

（防音工事計画変更承認申請書）

第 13 条 申請者は、前条の規定による承認を受けようとするときは、防音工事計画変更承認申請書（別記第 5 号様式）を知事に提出するものとする。

（状況報告）

第 14 条 防音工事の円滑適正な執行を図るため、申請者は、防音工事着手報告書（別記第 6 号様式）及び防音工事完了報告書（別記第 7 号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の防音工事着手報告書は着手後、防音工事完了報告書は完了後、それぞれ 7 日以内に提出するものとする。

（検査）

第 15 条 知事は、前条第 1 項の規定による防音工事完了報告書を受理したときは、当該工事の責任者の立会を求め、速やかにしゅん功検査を行うものとする。

2 知事は、必要と認めるときは随時、中間検査を行うことができるものとする。

（実績報告）

第 16 条 申請者は、前条第 1 項に基づくしゅん功検査に合格したときは、当該防音工事が完了し

た日から起算して 30 日を経過した日又は当該防音工事が完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに防音工事实績報告書(別記第 8 号様式)を提出するものとする。ただし、知事が他の日を指定したときは、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 知事は、前条の規定により提出された防音工事实績報告書を審査のうえ補助金の額の確定を行い、補助金額確定通知書(別記第 9 号様式)により申請者に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第 18 条 補助金の交付を受けた者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに空気調和機器を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、知事が定めるところにより補助金の全部に相当する金額を納付した場合及び知事が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

2 補助金の交付を受けた者は、当該住宅又は教育施設等を譲渡するとき又は転出するときは、防音工事により付加した造作及び設備を、当該住宅又は教育施設等を譲り受ける者又は所有する者若しくは借り受ける者に継承するものとする。

(細目)

第 19 条 この要綱の実施の細目は、別途定める。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則(昭和 37 年東京都規則第 141 号)の定めるところによる。

附則

1 この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、「東京都調布離着陸場周辺住宅騒音防止工事補助金交付要領」及び「東京都調布離着陸場周辺住宅騒音防止工事補助金交付実施細目」(平成 6 年 10 月 14 日付 6 港島計第 60 号港湾局長決定)は廃止する。

附則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。